

第4回

議会議員・農業委員会の委員の 定数及び任期等の取扱い小委員会

会議資料



日時：平成20年7月31日（木）午前9時30分から
場所：小林市須木総合ふるさとセンター1階研修室

小林市・高原町・野尻町合併協議会

第4回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会 会 議 次 第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 小委員会の運営について

(1) 公開・非公開について

(2) 会議録署名委員の指名

4 協 議

(1) 議会の議員の定数及び任期等について

(2) 農業委員会の委員の定数及び任期等について

5 その他

確認事項について

○次回以降小委員会開催について

6 閉 会

< 目 次 >

- ① 第4回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会
会議次第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ② 会議資料目次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- ③ 協議 (1) 議会の議員の定数及び任期等について・・・・・・・・ P 3
- ④ 協議 (2) 農業委員会の議員の定数及び任期等について・・・・・・・・ P 4
- ⑤ 確認事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

協 議

(1) 議会の議員の定数及び任期等について

特例有無		条件等			
特例適用なし	地方自治法第91条適用		選挙区設置 ()は定数	条例改正 時期	概要
	なし	一般選挙	新小林市(24)	合併前	合併後最初の一般選挙時に新市選挙区にて一般選挙
	あり	増員選挙	高原町(3)野尻町(3)	合併前	合併後50日以内に各町選挙区にて増員選挙
	あり	増員選挙	高原町・野尻町(6)	合併前	合併後50日以内に合同選挙区にて増員選挙
	あり	増員選挙	新小林市(6)	合併前	合併後50日以内に新市選挙区にて増員選挙
	あり	一般選挙	新小林市(30)	合併後	合併後最初の一般選挙時に新市選挙区にて一般選挙
定数特例	合併特例法第8条第3項		小林市(24)現職残任	合併前	合併後50日以内に各町選挙区にて増員選挙 小林市議員の残任任期まで在任。その後の一般選挙からは新市選挙区にて一般選挙。定数は24名。
	増員選挙		高原町(6) 野尻町(5)		
	合併特例法第8条第5項		小林市(24)現職残任	合併前	合併後50日以内に各町選挙区にて増員選挙 小林市議員の残任任期まで在任。その後の一般選挙も定数特例を適用。
	増員選挙		高原町(6) 野尻町(5)		
在任特例	合併特例法第9条第1項第2号		小林市(24)現職残任…①	合併前	小林市議員の残任期間に限り、新市議員としてそのままの定数で在任。 合併後最初の一般選挙時に新市選挙区にて一般選挙。定数は24名。
	—		高原町(10)①の期間まで在任 野尻町(10)①の期間まで在任		
	合併特例法第9条第3項		小林市(24)現職残任…①	合併前	小林市議員の残任期間に限り、新市議員としてそのままの定数で在任。 合併後最初の一般選挙時に定数特例を適用。選挙区は3区。
	—		高原町(10→6) ①の期間まで在任(10名) その後定数特例(6名) 野尻町(10→5) ①の期間まで在任(10名) その後定数特例(5名)		

(2) 農業委員会の委員の定数及び任期等について

区 分		選挙委員			選任委員	要件等	
		選出方法等	定 数	任 期			
合併後の新市に1つの農業委員会を置く場合		原則	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	編入した市町村の従前の定数	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	—
		在任特例	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選。	編入した市町村の従前の定数+協議により、40を超えない範囲で定めた数	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	—
合併後の新市に2以上の農業委員会を置く場合	従前の区域と異なる区域ごとに委員会を置く場合	原則	各委員会ごとに選挙	各委員会ごとに条例で定める数	3年	新たに選任	新市の区域面積24,000haまたは農地面積7,000haを超えること。
		在任特例	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選	協議により各委員会ごとに80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を超えない範囲で、協議で定める	新たに選任	新市の区域面積24,000haまたは農地面積7,000haを超えること。
	従前の区域ごとに委員会を置く場合	特例	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続	従前の定数	従前の各委員会の委員の残任期間	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続。	新市の区域面積24,000haまたは農地面積7,000haを超えること。

確認事項

○ 第5回議会議員・農業委員取扱い小委員会臨時開催について

日 時：平成20年8月21日（木） 午前9時30分～

場 所：小林市社会福祉センター2階大会議室

○ 第6回議会議員・農業委員取扱い小委員会開催について

日 時：平成20年8月28日（木） 午前9時30分～

場 所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」研修室

○ 第7回議会議員・農業委員取扱い小委員会開催について

日 時：平成20年9月25日（木） 午前9時30分～

場 所：野尻町役場2階大会議室